

伊達地方消防組合火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第4号

伊達地方消防組合火災予防規則の一部を改正する規則

伊達地方消防組合火災予防規則（平成29年伊達地方消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「必要」を「危険」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるとときは、強風注意報が発表されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

第3条に次の1項を加える。

3 法第22条第3項の規定により火災に関する警報を発したときは、次の各号に掲げる方法により公示する。解除したときも同様とする。

- (1) 伊達地方消防組合が開設する公式のウェブサイトへの掲載
- (2) 警報を発令した市町への通知
- (3) 警察署への通知
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区域内に在る者に対し効果的に周知できるものとして消防長が定める方法

第3条の2中「第23条の」の次に「規定により」を、「制限」の次に「をするとき」を加え、「行うものと」を「公示」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第3項第1号に掲げる方法

第3条の2中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条中「前条第1号及び第2号」を「第3条第3項第1号」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

(林野火災に関する注意報)

第9条の2 条例第29条の8第1項の気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めることは、第3条第2項各号のいずれかに掲げる場合とする。

2 条例第29条の8第1項の規定により注意報を発したとき、又は解除したときの公示は、第3条第3項の規定を準用する。

(制限対象区域の指定)

第9条の3 条例第29条の8第3項の火の使用の制限の努力義務の対象となる区域又は条例第29条の9の火の使用の制限の対象となる区域は、林野火災に関する注意報又は林野火災に関する警報が発令された市町（伊達市にあっては各地区）の全域とする。ただし、消防長が、周囲の状況等から判断して火災の発生又は延焼拡大のおそれがあると認められる区域にあっては、この限りでない。

第10条第2項中「第3条の2」を「第3条第3項」に改め、「及び第2号」を削る。

第19条第1項中「伊達地方消防組合ホームページ」を「伊達地方消防組合が開設する公式のウェブサイト」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第13条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機 設置（変更）届出書
火花を生ずる設備・放電加工機

				年　月　日	
伊達地方消防組合 消防長					
届出者 <u>住所</u> <u>氏名</u> <u>電話</u>					
下記のとおり、火を使用する設備等を設置（変更）したいので、火災予防条例第49条の規定に基づき届け出ます。					
記					
届出設備	所在				
	対象物	名称	主要用途		
	設置場所	用途	床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防用設備等
		構造	階層		
		設備の種類			
		着工（予定）日		竣工（予定）日	
		設備の概要			
工事	使用する燃料、熱源、加工液	種類	使用量		
安全装置					
取扱責任者の職氏名					
施工者	住所	(電話)			
	氏名				
工事等の概要					
※受付欄			※経過欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 届出者が法人の場合、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
 - 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 6 ※印の欄は記入しないこと。
 - 7 当該設備の設計図書等を添付すること。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、令和

8年3月31日から施行する。